

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後						改正前					
I～IX (略)						I～IX (略)					
X 学科試験						X 学科試験					
1～6. (略)						1～6. (略)					
19 学科試験 74						17 学科試験 74					
航空従事者学科試験科目及び試験時間						航空従事者学科試験科目及び試験時間					
国土交通省航空局安全政策課						国土交通省航空局安全政策課					
飛—飛行機、回—回転翼航空機、滑—滑空機、船—飛行船						飛—飛行機、回—回転翼航空機、滑—滑空機、船—飛行船					
令和8年〇月期より適用						令和5年11月期より適用					
資格	試験科目及び時間					資格	試験科目及び時間				
定期運送用操縦士 (飛回船)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分	定期運送用操縦士 (飛回船)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
准定期運送用操縦士 (飛)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分	准定期運送用操縦士 (飛)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
事業用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分	事業用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分	事業用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	/	事業用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	/
自家用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分	自家用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分	自家用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	/	自家用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	/
航空通信士	航空気象 40分	構造 20分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分	航空通信士	航空気象 40分	構造 20分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
一等航空士 二等航空士	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	構造 40分	航空通信 40分	一等航空士 二等航空士	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	構造 40分	航空通信 40分
航空機関士	空力 40分	機体 40分	航空法規 40分	発動機 40分	電子装備品等 40分	航空機関士	空力 40分	機体 40分	航空法規 40分	発動機 40分	電子装備品等 40分
	航空通信 40分	空中航法 40分	航空気象 40分	空中操作 40分	/		航空通信 40分	空中航法 40分	航空気象 40分	空中操作 40分	/
一等航空整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 80分	(夕)(ピ)発動機 80分	電子装備品等 80分	/	一等航空整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 80分	(夕)(ピ)発動機 80分	電子装備品等 80分	/
二等航空整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(夕)(ピ)発動機 60分	電子装備品等 60分	/	二等航空整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(夕)(ピ)発動機 60分	電子装備品等 60分	/
二等航空整備士 (滑) 動力	航空法規等 40分	機体 60分	(夕)(ピ) 発動機 60分	Q	/	二等航空整備士 (滑) 動力	航空法規等 40分	機体 60分	(夕)(ピ) 発動機 60分	Q	/
二等航空整備士 (滑) 上級	航空法規等 40分	機体 60分	/	/	/	二等航空整備士 (滑) 上級	航空法規等 40分	機体 60分	/	/	/

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後					改正前						
一等航空運航整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		一等航空運航整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分			
二等航空運航整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		二等航空運航整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分			
二等航空運航整備士 (滑)動力	航空法規等 40分	機体 60分	<u>削る</u> 発動機 50分		二等航空運航整備士 (滑)動力	航空法規等 40分	機体 60分	<u>(タ)(ピ)発動機</u> 50分			
二等航空運航整備士 (滑)上級	航空法規等 40分	機体 60分			二等航空運航整備士 (滑)上級	航空法規等 40分	機体 60分				
航空工場整備士	航空法規等 40分	航空工学 60分	専門 70分		航空工場整備士	航空法規等 40分	航空工学 60分	専門 70分			
航空英語能力証明	航空英語の聞き取り 40分				航空英語能力証明	航空英語の聞き取り 40分					
計器飛行証明	計器飛行一般 40分				計器飛行証明	計器飛行一般 40分					
操縦教育証明	操縦教育一般 80分				操縦教育証明	操縦教育一般 80分					
運航管理者	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分	運航管理者	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
	施設 20分					施設 20分					

XI～XV (略)

改正表

番号	文書番号	改正年月日	概要	備考
原文	空乗第248号	昭和51年4月26日	新規制定	
1	空乗第2458号	昭和54年12月25日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂	
2	空乗第2006号	昭和57年2月22日	技能証明等申請手続きの簡素化	昭和57年4月1日から適用
3	空乗第2033号	昭和61年4月18日	技能証明等申請手続きの改訂に伴う改訂	
4	空乗第2126号他	平成5年11月1日	新通達を収録	
5	空乗第2037号	平成10年4月1日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改訂	
6	空乗第2071号他	平成11年8月26日	通達一部改正等	
7	空乗第2114号他	平成12年8月22日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂	
8	国空乗第157号	平成15年8月4日	通達一部改正等	
9	国空乗第382号 国空乗第458号	平成16年1月23日 平成16年3月31日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改正 航空法関係手数料令改正等	平成17年3月31日から適用

XI～XV (略)

(新設)

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後				改正前
10	国空乗第 334 号	平成 16 年 12 月 7 日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改正（平成 17 年度から定期学科試験を 6 回へ変更等）	
11	国空乗第 406 号	平成 18 年 12 月 6 日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂等	
12	国空航第 2715 号	令和 2 年 12 月 22 日	押印等の廃止に伴う改訂	
13	国空航第 771 号	令和 3 年 7 月 6 日	押印等廃止に係る省令改正により外国ライセンスの提出を写しで可としたことに伴う改訂	
14	国空航第 3037 号	令和 4 年 3 月 29 日	組織改編に伴う改訂等	
15	国空安政第 1146 号	令和 4 年 8 月 30 日	一等航空整備士の受験機会増加、学科試験におけるやむを得ない場合の対応に伴う改訂	
16	国空安政第 2845 号	令和 5 年 2 月 28 日	大阪航空局移転、写真サイズ変更に伴う改訂	
17	国空航第 206 号	令和 5 年 9 月 29 日	航空法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂等（学科試験 CBT 化）	令和 5 年 9 月 30 日から適用
18	国空安政第 700 号	令和 6 年 9 月 25 日	飛行機の事業用操縦士（多発）と計器飛行証明資格を一連の訓練で取得する手法（Integrated System）導入に伴う改訂	令和 6 年 10 月 1 日から適用
19	航空安政第 XX 号	令和 8 年 X 月 XX 日	動力滑空機の学科試験科目名の変更	令和 8 年 X 月 XX 日から適用
<p>(注) 本改訂第 19 号に係る改訂内容につきましては各ページに併記してある改訂番号によって全文改訂か、本文一部改訂かが判明するようになっています。</p> <p>⑱と表記されているのは全文改訂あるいは全部新規で、⑲とありますのは本文一部改訂を意味しています。</p>				